

様式第 6 号（第 3 条関係）

## 大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給契約書

大分県知事（以下「甲」という。）と、

（以下「乙」という。）とは、乙が貸し付ける大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要綱（平成 13 年 8 月 14 日付け農経第 693 号。以下「交付要綱」という。）第 2 条に規定する資金につき、甲が乙に対し利子補給金を交付することについて、交付要綱第 3 条の規定により次の条項を契約する。

第 1 条 甲は、乙の融資に係る大分県農業経営負担軽減支援資金事業実施要綱第 2 で定める農業経営負担軽減支援資金（以下「本資金」という。）につき、交付要綱の定めるところにより乙に対し利子補給金を交付する。

第 2 条 乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書（大分県農業経営負担軽減支援資金事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）第 1 の 1 の（1）に定める様式第 1 号）に基づき、甲が利子補給承認通知書（事務処理要領第 1 の 2 の（4）に定める様式第 4 号）を交付することによって行うものとする。

第 3 条 乙は、前条の利子補給承認通知書の交付を受けたときは、利子補給承認の日から 1 ケ月以内に貸付けを行わなければならない。

第 4 条 乙の貸付けの弁済期限等の変更に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給変更承認申請書（事務処理要領第 4 の 1 の（1）に定める様式第 7 号）に基づき、甲が利子補給変更承認通知書（事務処理要領第 4 の 2 の（3）に定める様式第 8 号）を交付することによって行うものとする。

第 5 条 乙は、第 3 条の規定による貸付けを行ったとき、1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間に係るものについてはその年 7 月 10 日、7 月 1 日から 12 月 31 日までの期間に係るものについては翌年の 1 月 10 日までに、また前条の規定により甲の利子補給に係る貸付けの弁済期限等を変更したときは、遅滞なく、その旨を甲に対して報告するものとする。

第 6 条 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、交付要綱第 4 条に規定する方式により算出した額とする。

第 7 条 乙は、甲に対し利子補給金の交付を受けようとするときは、交付要綱第 4 条に規定する利子補給金については、交付要綱第 5 条に規定する期間までに、利子補給金交付申請書を甲に提出するものとする。

第 8 条 甲は、乙から請求書を受理したときは、その日から 30 日以内にこれを支払うものとする。

2 甲が前項の支払を遅延したときは、支払期限の翌日から支払する日までの期間の日数に応じ、年 10.95 パーセントの割合をもって計算した遅延損害金を乙に支払うものとする。

3 前項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第9条 乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況に関し、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの期間ごとにつき、第7条に規定する利子補給申請書に添付して甲に対し報告するものとする。

第10条 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

第11条 甲は、甲の利子補給に係る本資金を借り受けた者が、その借入金を目的以外に使用したときは、乙に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により乙が実施要綱又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

第12条 乙は、甲の利子補給に係る本資金の融資に関し甲が報告を求めた場合、又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第13条 この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議により定めるものとする。

第14条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

この契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印してそれぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

大分市大手町3丁目1-1

甲 大分県知事 印

住所  
融資機関名

乙 代表者名 印